

“子育てするなら、千歳市” ロゴマーク使用要領

1 趣旨

この要領は、“子育てするなら、千歳市” ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を市内外に普及し、効果的な広報啓発を行うことを目的として、千歳市（以下「市」という。）以外の者（法人格のない団体を含む。）がロゴマークを使用する場合について必要な事項を定めるものとする。

2 図柄等

- (1) ロゴマークのデザインは、別図のとおりとする。
- (2) ロゴマークの著作権は、市に帰属する。
- (3) ロゴマークの実際の使用に当たっては、これを変形し、又は指定色を変更してはならない。

3 使用の届出

- (1) ロゴマークは、次に掲げる内容を目的とする事業について、市が許可した場合に限り、使用することができるものとする。
 - ア “子育てするなら、千歳市” の普及啓発に関すること。
 - イ 上記に類すると認められること。
- (2) ロゴマークを使用する者は、あらかじめ“子育てするなら、千歳市” ロゴマーク使用届出書（別記様式）（以下「届出書」という。）を市長に提出するものとする。
- (3) 市は、届出書の内容を確認の上、受領した日より1週間を目途に、届出書を提出した者（以下「届出者」という。）にメール等にて、ロゴマークの使用の許可に関する連絡をする。

4 使用の届出の省略

次に掲げる者が、1の目的に沿った使用を行う場合は、3に関わらず使用の届出手続を省略することができる。

- (1) 関係府省庁
- (2) 地方公共団体
- (3) 市が“子育てするなら、千歳市” の普及啓発のためにロゴマークの使用を要請した団体等

5 ロゴマークの表示方法

- (1) ロゴマークは、使用許可に係る事業のポスター、チラシ、パンフレット、WEBサイト等の広報媒体等に表示することができる。
- (2) ロゴマークは、個人の商品、企業又は団体が提供するサービス及びその他の企業又は団体活動の内容を保証するもの又は保証すると誤認させるものとして使用することはできない。

6 ロゴマークの使用料

ロゴマークの使用料は、無料とする。

7 届出者の義務

- (1) 届出者は、ロゴマークの機能を損なうことのないよう努めること。
- (2) 届出者は、市に無断でロゴマークの複製、譲渡又は貸与を行うことその他市の著作権を侵害する行為を行わないこと。
- (3) 届出者が、ロゴマークを使用した取組に関し、第三者に損害を与えた場合には、全責任を負うものとする。なお、ロゴマークの使用に関するクレーム等に対し、市は一切その責任を負わない。
- (4) 届出者は、届出書の内容が変更となる場合は、その変更内容を書面にて市長に報告するものとする。なお、軽微な変更については、この限りでない。
- (5) 届出者は、市からロゴマークの使用の改善、停止を求められた場合は、直ちにこれに応じなければならない。

8 遵守事項

次のいずれかに該当する場合は、使用許可を得た場合であってもロゴマークを使用することはできない。

- (1) 第三者に使用させること。
- (2) 特定の政治、思想、宗教、募金の活動に関するものに使用すること。
- (3) 公序良俗に反するものに使用すること。
- (4) 法令等に違反するものに使用すること。
- (5) この要領に反して使用すること。

9 使用停止等

市は、届出者のロゴマークの使用がこの要領に反する場合又は適切でないと認める場合は、届出者に対し、使用の改善又は停止を求めることができる。

10 その他

この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 28 年 10 月 17 日から施行する。

(別記様式)

“子育てするなら、千歳市” ロゴマーク使用届出書

年 月 日

千歳市長 様

“子育てするなら、千歳市” ロゴマークの使用にあたり、次のとおり届出します。

使用 者	ふりがな	
	氏名等	
	住所	〒
	連絡先	電話番号 Fax E-Mail
	担当者氏名・所属等 (法人の場合のみ)	
	その他 (ホームページアドレス等)	
使用目的		
使用方法	(具体的な使用方法がわかる図等を添付すること。)	
使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
ロゴマーク 使用にあた ったの誓約	<ol style="list-style-type: none">1 市に無断でロゴマークの複製、譲渡又は貸与を行うことその他市の著作権を侵害する行為は行いません。2 ロゴマークを使用した取組に関し、第三者に損害を与えた場合には、全責任を負います。3 市からロゴマークの使用改善又は停止を求められた場合は、直ちにその指示に従います。4 次に掲げるロゴマークの不正使用はしません。<ol style="list-style-type: none">(1) 第三者に使用させること。(2) 特定の政治、思想、宗教、募金の活動に関するものに使用すること。(3) 公序良俗に反するものに使用すること。(4) 法令又は規則などに違反するものに使用すること。(5) その他“子育てするなら、千歳市”ロゴマーク使用要領に反して使用すること。	